

平成19年5月臨時会会議録

平成19年5月18日 金曜日 午前10時00分開会

佐々木 謙 二 議長 町 田 義 昭 副議長

出席議員 (18名)

1番	竹 田 博 一	議員	2番	鈴 木 悟 司	議員
3番	我 妻 昇	議員	4番	大 道 寺 信	議員
5番	谷 口 栄 子	議員	6番	蒲 生 光 男	議員
7番	町 田 義 昭	議員	8番	安 部 隆	議員
9番	渋 谷 佐 輔	議員	10番	高 橋 孝 夫	議員
11番	大 沼 久	議員	12番	藤 原 民 夫	議員
13番	鈴 木 良 雄	議員	14番	小 関 勝 助	議員
15番	鈴 木 武 次	議員	16番	鈴 木 新 助	議員
17番	蒲 生 吉 夫	議員	18番	佐々木 謙 二	議員

欠席議員 (0名)

+

説明のため出席した者

内 谷 重 治 市 長	新 野 潔 副 市 長
大 滝 昌 利 教 育 長	平 進 介 総務課長兼選挙管 理委員会事務局長
松 本 弘 財 政 課 長	松 木 幸 嗣 企 画 調 整 課 長
中 井 晃 税 務 課 長	浅 野 敏 明 市 民 課 長
鈴 木 一 則 建 設 課 長	

事務局職員出席者

佐 藤 仁 議 会 事 務 局 長	児 玉 行 宏 補 佐
五十嵐 恵美子 庶 務 係 長	塚 田 知 広 主 任

議 事 日 程

平成19年5月18日 金曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
 日程第 2 議長の選挙
 日程第 3 議席の指定
 日程第 4 会議録署名議員の指名
 日程第 5 会期の決定
 日程第 6 副議長の選挙
 日程第 7 常任委員会委員の選任について
 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
 日程第 9 議案第53号 市道路面段差による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定に
 ついて (質疑、討論、表決)
 日程第10 議案第54号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について
 (")
 日程第11 議案第55号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 (")
 日程第12 議案第56号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
 て (")
 日程第13 議案第57号 平成19年度長井市一般会計補正予算第1号 (")
 日程第14 議案第58号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号
 (")
 日程第15 議案第59号 長井市監査委員の選任について (表決)
 日程第16 置賜広域行政事務組合議会議員の選挙
 日程第17 西置賜行政組合議会議員の選挙
 日程第18 置賜広域病院組合議会議員の選挙

+

+

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

臨時議長の紹介

○佐藤 仁議会事務局長 おはようございます。
事務局長の佐藤でございます。

本臨時会は一般選挙後の最初の議会でございますが、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、鈴木武次議員が年長の議員でありますので、鈴木武次議員に臨時議長の職務をお願い申し上げます。

鈴木武次議員、よろしく願い申し上げます。

(鈴木武次臨時議長議長席着席)

○鈴木武次臨時議長 ただいまご紹介をいただきました鈴木武次でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしく願いを申し上げます。

開 会

○鈴木武次臨時議長 ただいまから平成19年第2回市議会臨時会を開会いたします。

開 議

○鈴木武次臨時議長 本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。

ここで、本日の本会議運営について、臨時議会運営委員会の報告を求めます。

藤原民夫臨時議会運営委員長。

(藤原民夫臨時議会運営委員長登壇)

○藤原民夫臨時議会運営委員長 本日の本会議運営について、去る5月16日に臨時議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

日程第1、仮議席の指定であります。臨時議長から仮議席を指定していただきます。

次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙後に、日程第3、議席の指定であります。会議規則第4条第1項の規定により、議長から議席を指定していただきます。

次に、日程第4、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長から3名の会議録署名議員を指名していただきます。

次に、日程第5、会期の決定については、本臨時会の会期を本日1日とすることについて、議長から諮っていただきます。

次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙後に会議を休憩し、会派代表者会を開催して、監査委員、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、一部事務組合議会議員を内定していただき、会議再開後に、日程第7、常任委員会委員の選任について及び日程第8、議会運営委員会委員の選任については、会派代表者会で内定した結果に基づいて、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から各委員を指名していただきます。各委員の選任後、会議を休憩し、各委員会の正副委員長を互選していただき、会議再開後に議長から各正副委員長互選の結果を報告していただきます。

次に、本日上程される議案について、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、日程第9、議案第53号市道路面段差による車両損傷事故に係る損害賠

償の額の決定についてから、日程第14、議案第58号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号までの6件を一括議題といたしまして、市長から提案説明を受け、1件ごとに質疑、討論、表決を行っていただきます。

次に、日程第15、議案第59号 長井市監査委員の選任についての1件について、市長から提案説明を受け、本案は人事案件でありますので、申し合わせにのっとり質疑と討論を省略し、直ちに表決を行っていただきます。

次に、日程第16、置賜広域行政事務組合議会議員の選挙から、日程第18、置賜広域病院組合議会議員の選挙までについては、1件ごとに選挙を行っていただきます。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○鈴木武次臨時議長 それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○鈴木武次臨時議長 日程第1、仮議席の指定がありますが、仮議席はただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙

○鈴木武次臨時議長 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

(「議長」の声あり)

○鈴木武次臨時議長 13番、藤原民夫議員。

○13番 藤原民夫議員 この際、動議を提出いたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治

法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行い、指名者を私にさせていただきたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○鈴木武次臨時議長 ただいま藤原民夫議員から議長の選挙の方法については指名推選によることとし、藤原民夫議員を指名者とするについて動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木武次臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選とし、藤原民夫議員を指名者とするこの動議は可決されました。

(「議長」の声あり)

○鈴木武次臨時議長 13番、藤原民夫議員。

○13番 藤原民夫議員 議長には、佐々木謙二議員を最適任と認め、ご指名をいたします。

○鈴木武次臨時議長 ただいま藤原民夫議員から佐々木謙二議員を議長にとの指名がありました。佐々木謙二議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木武次臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、佐々木謙二議員が議長に当選されました。

当選されました佐々木謙二議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

以上で臨時議長の職務は終わりました。

ここで議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議長就任のあいさつ

(佐々木謙二議長登壇)

○佐々木謙二議長 皆さん、おはようございます。一言御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

ただいまは議員各位のご推薦をいただきまして、また藤原民夫議員より長井市議会議長の指名をいただき、全会一致をもってご決定賜りましたこと、身に余る光栄に存じ、心より感謝を申し上げます。

今、国は三位一体の改革と地方分権改革を同時に推進してきております。そのため、税源移譲による税収増が見込める一方、地方交付税の削減や地方譲与税の削減などによる歳入の削減が大きく影響し、地方自治体の財政運営は非常に厳しい環境となっています。そうした中であって、国は自治体の自立、自己統治の行財政運営を求めてきており、非常に難しい自治体運営を強いられてきていると思います。この難しい局面を乗り切るために、議会と当局は車の両輪となって真に市民のための市民福祉、市民生活の向上を展望するとともに、長井市の将来のまちのあり方など活発な議論により、市民の負託にこたえるために全力で取り組んでいかなければならないと痛感をいたしております。

私はもとより浅学非才で微力ではありますが、議員各位、当局皆様方のご指導、ご鞭撻、ご協力をいただきまして、謙虚な姿勢で円滑な議会運営と長井市の発展、市民福祉の向上に誠心誠意、一生懸命務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

まことに簡単ではありますが、一言、議長就任に当たりましてごあいさつにさせていただきます。まことにありがとうございます。(拍手)

日程第3 議席の指定

○佐々木謙二議長 それでは会議を続行いたします。

日程第3、議席の指定であります。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○佐藤 仁議会事務局長 それでは、私の方から議席番号と議員のお名前を朗読させていただきます。

1番 竹 田 博 一 議員

2番 鈴 木 悟 司 議員

3番 我 妻 昇 議員

4番 大道寺 信 議員

5番 谷 口 栄 子 議員

6番 蒲 生 光 男 議員

7番 町 田 義 昭 議員

8番 安 部 隆 議員

9番 渋 谷 佐 輔 議員

10番 高 橋 孝 夫 議員

11番 大 沼 久 議員

12番 藤 原 民 夫 議員

13番 鈴 木 良 雄 議員

14番 小 関 勝 助 議員

15番 鈴 木 武 次 議員

16番 鈴 木 新 助 議員

17番 蒲 生 吉 夫 議員

18番 佐々木 謙 二 議員

以上でございます。

○佐々木謙二議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。新しい議席へ移動をお願いいたします。

日程第4 会議録署名議員の指名

○佐々木謙二議長 次に、日程第4、会議録署名

議員の指名であります。

会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。

1番 竹田博一 議員

2番 鈴木悟司 議員

3番 我妻昇 議員

以上、3名の方をお願いいたします。

日程第5 会期の決定

○佐々木謙二議長 次に、日程第5、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙

○佐々木謙二議長 次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

(「議長」の声あり)

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 この際、動議を提出いたします。

副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行い、指名者を私にさせていただきたいと思っておりますので、お諮りをお願いいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ただいま藤原民夫議員から、副議長の選挙の方法については指名推選による

こととし、藤原民夫議員を指名者とするについて動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選とし、藤原民夫議員を指名者とするこの動議は可決されました。

(「議長」の声あり)

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 副議長には、町田義昭議員を最適任と認め、ご指名をいたします。

○佐々木謙二議長 ただいま藤原民夫議員から町田義昭議員を副議長にとの指名がありましたが、町田義昭議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、町田義昭議員が副議長に当選されました。

当選されました町田義昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで副議長のごあいさつをお願いいたします。

副議長就任のあいさつ

(町田義昭副議長登壇)

○町田義昭副議長 おはようございます。

ただいまは議員諸兄のご推挙により、副議長の重責を与えていただきました。光栄なことと感じております。心から御礼を申し上げる次第でございます。

私の人生には余り大役を受けたという記憶はございませんので、身の引き締まるような思いと責任の重大さを痛感しておるところでございます。

私は浅学非才、そしてできた人間ではございません。そういう状況の中で大役を与えていただきましたので、精いっぱい努力を重ね、そして副議長としての職責を十分に理解しながら、歩ませていただきたいと、その覚悟でございます。

また、これを遂行するに当たり、議員皆様の、そして当局の皆さんのご協力とご支援、ご鞭撻、あわせておしかりをちょうだいしながら成長をさせていただきたいと、そのようにも思っております。

簡単ではございますけれども、感謝を申し上げます、御礼の言葉にかえる次第であります。ありがとうございます。（拍手）

○佐々木謙二議長　ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分　休憩

午前10時32分　再開

○佐々木謙二議長　休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第7　常任委員会委員の選任について

○佐々木謙二議長　次に、日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてご指名いたします。

総務・文教常任委員

- | | | |
|-----|------|----|
| 1番 | 竹田博一 | 議員 |
| 3番 | 我妻昇 | 議員 |
| 4番 | 大道寺信 | 議員 |
| 9番 | 渋谷佐輔 | 議員 |
| 10番 | 高橋孝夫 | 議員 |
| 13番 | 鈴木良雄 | 議員 |

厚生常任委員

- | | | |
|-----|------|----|
| 5番 | 谷口栄子 | 議員 |
| 6番 | 蒲生光男 | 議員 |
| 7番 | 町田義昭 | 議員 |
| 8番 | 安部隆 | 議員 |
| 11番 | 大沼久 | 議員 |
| 17番 | 蒲生吉夫 | 議員 |

産業・建設常任委員

- | | | |
|-----|-------|----|
| 2番 | 鈴木悟司 | 議員 |
| 12番 | 藤原民夫 | 議員 |
| 14番 | 小関勝助 | 議員 |
| 15番 | 鈴木武次 | 議員 |
| 16番 | 鈴木新助 | 議員 |
| 18番 | 佐々木謙二 | 議員 |
- 以上であります。

+

日程第8　議会運営委員会委員の選任について

○佐々木謙二議長　次に、日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例8条第1項の規定により、議長においてご指名いたします。

議会運営委員会委員

- | | | |
|-----|------|----|
| 4番 | 大道寺信 | 議員 |
| 6番 | 蒲生光男 | 議員 |
| 8番 | 安部隆 | 議員 |
| 10番 | 高橋孝夫 | 議員 |

11番 大 沼 久 議員

14番 小 関 勝 助 議員

以上であります。

ここで正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時54分 再開

○佐々木謙二議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果報告

+ ○佐々木謙二議長 この際申し上げます。

各委員会より次のとおり正副委員長の互選結果の報告がありましたので、お知らせいたします。

総務・文教常任委員長 渋谷 佐 輔 議員

副委員長 我 妻 昇 議員

厚生常任委員長 蒲 生 光 男 議員

副委員長 谷 口 栄 子 議員

産業・建設常任委員長 藤 原 民 夫 議員

副委員長 鈴 木 悟 司 議員

議会運営委員長 高 橋 孝 夫 議員

副委員長 安 部 隆 議員

以上の方々が選任されました。

日程第9 議案第53号 市道路面段差による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定について外5件

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第9、議案第53号 市道路面段差による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についてから、日程第14、議案第58号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号までの6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第53号 市道路面段差による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市が管理する市道の路面段差が原因とする車両損傷事故に係る損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、ご提案申し上げます。

議案第54号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うもので、最近の社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長並びに信託法の改正に伴う所要の規定の整備等を行い、また高齢者等居住住宅の改修に係る固定資産税の減額措置の創設を行うとともに、非課税等特別措置の新設、拡充及び延長等を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、住民税につきましては、上場株式等の譲渡益等及び収益分配金に対する軽減税率の適用期限を、前者につ

きましては平成19年末、後者につきましては平成19年度末までのおおの1年間延長いたし、またベンチャー企業の育成を支援するための特例措置につきましても、平成21年度末まで2年間の延長を講ずるものでございます。

さらに、租税条約実施特例法の規定の整備に伴い、条約相手国の社会保障制度に対して支払った保険料につきましても、一定の範囲内で自国の社会保障制度に対して支払った保険料と同様の取り扱いすること等でございます。

固定資産税につきましては、高齢者等が居住する住宅のバリアフリー改修を行った者に対する税額の減額措置の創設及び駅構内の空きスペースへの商業店舗等の展開に伴う鉄軌道用地の評価方法の変更等を行うものでございます。

特別土地保有税につきましては、平成15年度から土地流通に関する税負担を軽減するため新たな課税を行わず、課税停止の措置がとられておりますが、徴収猶予規定として必要なものを除き、削除いたすものでございます。

次に、議案第55号 長井市都市計画税条例一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、特例措置の改廃により、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第56号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の具体的な内容でございますが、基本税額に係る課税限度額を3万円引き上げ56万円といたすものでございます。

次に、議案第57号 平成19年度長井市一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に1万1,000円を追加いたしまして、

予算の総額を歳入歳出それぞれ105億1,101万1,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、市道最上川東堤防線で起こった車両損傷事故の損害賠償金に係る所要の補正を行うものでございます。

次に、議案第58号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

本案は、長井市国民健康保険税条例の一部改正に伴う国民健康保険税の限度額の引き上げによる歳入歳出予算の補正でございます。

補正の内容でございますが、歳入におきまして国民健康保険税を402万8,000円増額いたすとともに、基金繰入金を402万8,000円減額いたし、歳出におきまして財源内訳の変更をいたすものでございます。

以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第9、議案第53号 市道路面段差による車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 市長にお聞きいたしますけれども、この額の大小に問わず、この手の損害賠償が私、思い出しますとこれで2件目なんです、この道路の管理体制の不備と言ってもいいと思いますけれども。これは、この内容ですとそんなに大したことないようですが、もし損傷のこの内容をもう少し具体的に詳しくわかればお聞きしたいわけですが。ちょっと所管の課長もいないようですので。あ、いるか。どうも済みません。ちょっとわかりませんでしたので。その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 安部議員のご質問にお答えいたします。

詳しくは後ほど建設課長から答弁させますが、市道の路面にいわゆる損傷の部分がありまして、そこに車が入って、脱輪ではないんですが、車の底の部分に損傷させたという事故ということでございます。市道につきましては、やはり近年、できるだけ最小限の補修等にとどめておりますので、こういった事故が起こったのかなということで、今後はぜひ点検等を遅滞なく行いまして、必要なところは措置していかなくちゃいけないというふうに思っております。

詳しくは建設課長から答弁させます。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 安部議員のご質問にお答えいたします。

本事例は、19年の1月24日早朝7時半ごろ発生したものでございます。

場所につきましては、日の出町地区内の市道最上川東堤防線ということで、安部組さんの採石場でございますね、そちらの若干長井大橋寄りのところの路肩部分ということでございます。

当時、朝の早い段階で若干雪がありまして、車両の交差時に路肩寄りに寄って通行したところ、その部分に段差があってその部分でタイヤがバーストしたというふうな事例でございます。

当時、私どもの方でも管理上、パッチングといたしますか、埋め戻しなどをパトロールをしながら行っておりますが、非常にあそこの部分は大型車両が大変多くございまして、頻繁にやはり路面が壊れるというふうな状況があったようでございます。今後パトロールを頻度を増しまして、私どもの瑕疵のないように努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 ほかにご質疑ございませんか。

8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 大体詳細はお聞きしましたけども、やはり一歩間違えば人身事故というふうなことに繋がれば、市の責任というものは非常に重いものが出てくるんでないかなと思います。やはり維持管理は、市道の延長もありますからなかなか難しい面もあると思いますけれども、やはり徹底していただいて、こういうふうなことがないようにやっていただきたいと。五、六年前にも同じようなことで損害賠償を長井市はしているわけですから、この維持管理もこういう財政難というようなことで片づけてはならないというふうに私は思いますけども、徹底はもとよりであります。今後こうしたことのないような対策というものをぜひ課内で示していただけないかなというふうに思いますけども、いかがなものでしょうか。所管だな。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 お答えいたします。

今現在、パトロール車を毎日出しまして維持管理、それから地区等々から私どもの気づかないところでご指導いただいたところにつきましては、速やかに補修という対応をとっておりますが、どうしてもやっぱり台数的には1台という形、2名体制で行っているということがありますが、この頻度をさらに上げまして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 6番、蒲生光男議員。

○6番 蒲生光男議員 私も安部議員の指摘にあったように、議員になってから2度目の経験だなというふうに思います。市道、いわゆる車道の走る路面についてはパトロールしていただいてそれなりにわかるかもしれませんが、もう一つの側面として、私は歩道の関係ですね、歩道の関係。歩道の関係でも大変危険だなと思われる箇所が随分あります、私が見た限りでは。例えば、冬場に雪投げをするもんですから、何だ、あれを外して、その……。

(「グレーチング」の声あり)

○6番 蒲生光男議員 グレーチングね。そうそう。それをしてるんですが、それは個人的につくったものもあつたりしまして、そこに自転車のタイヤがちょうど入るようなすき間のあるやつも中にはあるんですね。そういうところに仮に自転車が入って転倒したといった場合には、同じようなケースが生ずるんじゃないかなと思うんです。これはパトロール員が車でパトロールしても絶対わかりません。したがって、各地区の地区長さんを通じて、そういう危険な箇所、不安全、不衛生な箇所はないかどうかという点検をやっぱり協力をしてもらって、一回調べ上げておくということも必要だと思いますので、ぜひこの際、そういったことを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、やはり道路だけじゃなくて、危険な箇所はたくさんあるかと思います。特にご指摘の歩道につきましては、中学生、そして小学生も頻繁に通学しているわけですので、今後、ご指摘ありましたように地区長さん、あるいは学校・PTA等を通じまして、文書等で照会して、その危険箇所を把握し、そして対処策について間違いなく処理してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 この議案について、今、安部議員や蒲生議員が言われたことはもったもです。私、どうしてもわからないところがあるのでそこだけお聞かせをいただきたいんですが。

私ども示談書もいただきましたし、この場所の地図もいただいています。これ事故が1月24日起こって、その後、道路は補修はされたんですか。まずそこをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

現場を速やかに確認いたしまして、すぐ補修を行っております。さらに、若干補足でございますけども、あの場所がちょうど安部組さんの大型車の出入りに近いということもありまして、安部組さんの方でも出入りの部分の若干の補修をしていただいたという経過があつたようでございます。

○佐々木謙二議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 私、ここ何回か行ってみたんですけども、この地図で示されたところに補修をされた形跡がないんですよ。で、ずうっとここ歩いてみましたが、段差っていうか、穴あいてところもないのよ。補修してふさがった跡もないのよ。ですので、とっても不思議でしようがないんですけども、本当にここなんだかっていうところが私わからないんですね。そこは本当にここなんですか。この付近ですか。そういうことだと私、大体この金井神から日の出町に行くまでの間だというふうに言われれば、それはあるかもしれない。だけど、ここって言われると、ここないですよ。だからちょっとそこは、大体ここら辺だっていうぐらい言っていたかかないと私も困るんですけども、どうですか。

○佐々木謙二議長 鈴木一則建設課長。

○鈴木一則建設課長 高橋議員のご質問にお答えいたします。

当時の写真を撮っておるんですが、私どもの方の確認でも、手前側の安部組さんの入り口のところに亀裂の入った穴が4カ所程度見受けられましたので、私どもとしますとそちらの方で段差でバーストして、結局本人が気づかれていたのがもっと先だという、ご本人の証言なものですから、私もちょっと現場を確認した際は、当時入り口の部分に段差のある穴が4カ所ほど

見られたものですから、そこが原因だというふうな考え方で今回のお話し合いといたしますか、そちらの方で補償させていただいたというふうに思います。以上でございます。

○佐々木謙二議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第53号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第53号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第54号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第54号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第54号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第55号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第55号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第55号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第56号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 56号について、市民課長となりますか税務課長となりますかわかりませんが、1つはこの課税限度額を今回3万円引き上げて56万円とするという改定案でございますが、この件についてこの納税義務者、これについて、納税義務者が該当する方々はどのような方々かまずお聞きをいたします。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

今回の国民健康保険税の医療費分でございますが、上限額が53万円から56万円に引き上げられております。これで2月時点で把握しております世帯数での見込みといたしましては、26世帯の方が限度額が56万円に引き上がることによりまして、税額の変更になるというふうに見込まれる方がいらっしゃいました。人数としては以上でございます。

あともう一つ、税額といたしましては今回補正でも出ておりますが、約400万円ほどの税額の変動を見込ませていただいております。

（「人数と世帯は」の声あり）

○中井 晃税務課長 世帯は26世帯でございます。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 26世帯、額で400万円ということでございますが、この国保会計全体に与える影響というものはそう大きくはないわ

けですが、しかしこれに伴っていわゆる低所得者層への配慮、この56万円の対象者に比べてこうした方々が国保税がとてもし高いと、高く払えないという世帯が、今回の選挙でもいろんな方々にお話をお聞きするわけでありますが、そのついでに、今回のこの議案のついでに税務課長にお聞きいたしますが、この収納率、現在どのようになっておるのか、1点。

それから、この国保の滞納世帯数がどのようになっているのか、そういった資料は持ち合わせあるのか。なかったら調べてお聞きをいたしたい。

それから、この滞納世帯ですね。これが加入世帯の何%に当たっているのか、そしてまた、資格証明書の発行はどのような世帯数に現在なっているのか、その辺わかったらお聞かせ願いたい。

○佐々木謙二議長 中井 晃税務課長。

○中井 晃税務課長 国民健康保険税の収納率でございますが、平成18年度分の収納率の4月末現在の時点でございますが、現年度分といたしまして91.69%でございます。昨年が91.63%でございますので、若干上昇をしております。

なお、滞納繰り越し分につきましては16.05%と、なかなかその一たん滞納になった分につきましてはお支払いをいただけないという状況が続いております。

世帯数につきましては、ちょっと滞納世帯数を出した数字はここには持ち合わせておりませんので、必要でありましたら後ほど資料として提供させていただきます。

あと、今回、上限額が引き上がることによりまして、考え方といたしましてはほかの低所得者層の負担を減らすという考え方で今回、上限額が上がるわけでございますけれども、2月の国民健康保険の運営協議会の中でも協議をしていただきましたが、上限額が引き上がることによりましてふえる税額が約400万円と、金額的

には小幅だったものですから、この分を低所得者層の減額に回すというほどの対応はちょっと今回は見送らせていただいたところでございます。

なお、国の方といたしましては、上限額で頭打ちになる世帯と全額を負担しなければならない低所得者層とのバランスを考えまして、上限額で頭打ちになる世帯を5%以内の範囲にとどめるという方針で上限額の見直しがされております。長井市の場合は、今回の上限額で頭打ちになります対象世帯が2.8%程度でございますので、国で考えております割合よりはまだ低いという状況になっております。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 市長にお聞きいたしますが、このたびのこの課税限度額の3万円引き上げることによって、今、答弁ですと低所得者層の負担を減らすという、そういうねらいもこの内容にはあるということでございますが、しかしなかなか大変な状況で、状況というのは納税者の方ですね、状況だと。そこで国保基金、今回3億4,000万円のうち1億円を一般財源として繰りかえ運用するというふうなことをやったわけですが、こういったことでなくて、あくまでも国保の基金でありますから、それを一つは国保へ戻す。1億円を戻す。そういう返済計画は一体どのように考えて、いつごろと具体的に考えておられるのか。

もう1点は、この基金を活用して、今、大変な思いをしている低所得者層への保険税の軽減策を考えておられるか、その点お聞きします。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

1億円の繰りかえ運用をさせていただいている部分、いつ戻すかということでございますが、3月の定例会でも答弁申し上げましたように、できるだけ速やかにこれは返済しなきゃいけない

いわけでございますが、具体的には財政課長の方から答弁させますけれども、まず1年、2年ということじゃなくて、何年かにわたって返させていたきたいというふうに思っておりますが、基金も確かに長井市としては3億円以上の基金があるというのは大変貴重な基金なわけでございますが、その基金の性格上、伝染病等の流布がこれ発生しますと、必ずしも十分な基金とも言えないというふうに考えておりますので、これは速やかに返済するとともに、この基金というものはある一定程度は蓄えておかなきゃいけないものだなというふうに思っております。

そういった意味で、2つ目のご質問にありました、その基金を活用していわゆる低所得者層、あるいはなかなか負担が大変だという層に対して、残念ながら今回の改正における400万円の増だけでございますので、今回はこのまま軽減措置をしないでさせていただきたいというふうに考えております。

なお、これからの状況につきましては、やはり基金の状況等を判断しながら、なお検討する余地はあるだろうというふうに考えております。以上でございます。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

3月定例会でも繰りかえ運用の繰り戻し計画について基本的な部分についてはお答え申し上げておりますが、国民健康保険の方の基金につきましては、22年度から28年度までの7年間の均等分割というふうに考えているところでございます。したがって、22年度から27年度までは1,420万円、最終年度の28年度に1,480万円の返済で1億円を償還したいというふうに思っておりますが、ただ、あくまでもこれ基本的な考え方でございますので、19年度中の財政運用の状況によっては、できるだけこれらの繰りかえ運用を執行しないような方法で運営できないものかというふうに考えているところでござい

ますので、場合によってはこの計画の見直しというのも当然出てくるというふうに認識しているところでございます。以上です。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 財政課長、19年度は執行しないというのはどういう意味か、今の件についてだけちょっとご答弁をお願いしたい。

○佐々木謙二議長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 お答えいたします。

当初予算には確かに3億4,900万円の繰りかえ運用を見込んでおるわけですが、今後の財政運営の仕方次第によりましては、代替財源を求めるなり、あるいは歳出の方の執行残を見込むなりしながら、ここの部分についての予算執行を極力しないようにしないと、後年度の負担が大変になるというふうに考えておりますので、ここの部分はそのような対応を考えていきたいというふうに現時点では考えているところでございます。以上です。

○佐々木謙二議長 12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 もう一回、市長に最後にお聞きいたしますが、そうすると市長のお考えですと、この国保税の値下げ、この条例の改正というのは当面考えてはおらないと、このような解釈ですか。いいのですか。いかがですか。

○佐々木謙二議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいまの質問にお答えいたしますが、今の状況ですと、やはり条例改正して軽減するというような状況にはないというふうに考えております。

○佐々木謙二議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結して、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第56号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第56号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第57号 平成19年度長井市一般会計補正予算第1号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を討論を終結し、採決いたします。

議案第57号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第58号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結して、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第58号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第58号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第15 議案第59号 長井市 監査委員の選任について

○佐々木謙二議長 ここで議案第59号を配付させます。

次に、日程第15、議案第59号 長井市監査委員の選任についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第59号 長井市監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、大沼 久さんを議員のうちから選任する監査委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

ここで地方自治法第117条の規定により、大沼 久議員の退席を求めます。

(11番大沼 久議員退席)

○佐々木謙二議長 本案は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、採決いたします。

議案第59号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第59号は、原案に同意することに決定いたしました。

大沼 久議員の復席を求めます。

(11番大沼 久議員復席)

○佐々木謙二議長 大沼 久議員に申します。

あなたを監査委員に選任することに同意いたしましたので、告知いたします。

日程第16 置賜広域行政事務組合 議会議員の選任について

○佐々木謙二議長 次に、日程第16、置賜広域行

政事務組合議会議員の選挙を行います。

置賜広域行政事務組合同規約第5条第2項の規定により、議長及び議員2名の3名を選任することになっておりますので、議長を除く議員2名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

置賜広域行政事務組合同議会議員に、
12番 藤原民夫 議員
15番 鈴木武次 議員

をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました藤原民夫議員、鈴木武次議員を置賜広域行政事務組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました藤原民夫議員、鈴木武次議員が置賜広域行政事務組合同議会議員に当選されました。

当選されました2名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第17 西置賜行政組合同議会議員の選挙

○佐々木謙二議長 次に、日程第17、西置賜行政組合同議会議員の選挙を行います。

西置賜行政組合同規約第6条の規定により、議員4名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

西置賜行政組合同議会議員に、
3番 我妻 昇 議員
4番 大道寺 信 議員
10番 高橋 孝夫 議員
14番 小関 勝助 議員
をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました我妻 昇議員、大道寺 信議員、高橋孝夫議員、小関勝助議員を西置賜行政組合同議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました我妻 昇議員、大道寺 信議員、高橋孝夫議員、小関勝助議員が西置賜行政組合同議会議員に当選されました。

当選されました4名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

日程第18 置賜広域病院組合議会 議員の選挙

○佐々木謙二議長 次に、日程第18、置賜広域病院組合議会議員の選挙を行います。

置賜広域病院組合規約第5条の規定により、議員3名の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決定いたしました。

置賜広域病院組合議会議員に、

6番 蒲生光男議員

17番 蒲生吉夫議員

18番 佐々木謙二議員

をご指名いたします。

お諮りいたします。ただいまご指名いたしました蒲生光男議員、蒲生吉夫議員、佐々木謙二を置賜広域病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいまご指名いたしました蒲生光男議員、蒲生吉夫議員、佐々木謙二が置賜広域病院組合議会議員に当選されました。

当選されました3名の方が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

閉 会

○佐々木謙二議長 最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、条、項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

これをもって平成19年第2回長井市議会臨時会を閉会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

午前11時42分 閉会

会議録署名議員

臨時議長 鈴木武次

議長 佐々木謙二

1番 竹田博一

+

2 番 鈴 木 悟 司

3 番 我 妻 昇

+

+

+